



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

第196回通常国会（7月22日閉会）において成立した法律のうち、労働時間に関連する諸法の改正点及び民法に新設された配偶者居住権について詳しくご紹介致します。

<「働き方改革」で労働時間はどう変わる？>

◆「働き方改革関連法」による労働時間法制の改正

- ①36協定に基づく時間外労働の上限は、**月45時間、年360時間を原則**とし、臨時的に特別な事情がある場合であっても、**年720時間、単月100時間**（休日労働を含む）、**複数月平均80時間**（休日労働を含む）を超えてはならない（労基法36条）。但し、新技術及び新商品の研究開発に係る業務、建設事業、運転業務、医師ならびに鹿児島及び沖縄における砂糖製造事業については例外あり（労基法36条11項、139条～142条）。
- ②**月60時間**を超える時間外労働に対する割増賃金率（50%）について、**中小企業への猶予措置を廃止**（労基法138条）。
- ③**高度プロフェッショナル制度**の対象となる労働者（職務範囲が明確で少なくとも1000万円以上の年収を有する労働者）が高度の専門的知識を必要とする業務等に従事する場合、**年間104日以上**の**休暇取得等**の健康確保措置、本人の同意及び労使委員会の決議等があれば、労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する適用除外を受けることができる（労基法41条の2）
- ④使用者は、10日以上有給休暇を与えられる労働者に対し、**毎年時季を指定して5日**（既に労働者が時季指定等により取得している日数を控除可）の**有給休暇**を与えなければならない（労基法39条）。
- ⑤フレックスタイム制における清算期間の上限が**1か月から3か月に延長**（労基法32条の3）。
- ⑥使用者は、**前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保**するよう努めなければならない（労働時間等設定改善法2条）。
- ⑦使用者は、労働者の労働時間の状況を把握しなければならず、労働時間が一定時間を超える者に対しては**医師による面接指導**を行わなければならない（安衛法66の8の2～4）。
- ⑧使用者は、労働者の**労働時間に関する情報等を産業医に提供**しなければならない（安衛法13条4項）
- ⑨使用者は、産業医による勧告内容を衛生委員会に報告しなければならない（安衛法13条6項）。
- ⑩上記について、大企業の施行日は2019年4月1日、中小企業の施行日が2020年4月1日。但し、②については2023年4月1日施行。

<残された配偶者の居住権保護を法制化！>

◇民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

本法は相続に関連する諸法の改正法であり、本年7月13日に公布され、原則として同日より1年を超えない範囲で施行されます。本紙では、改正の内容を数回に分けて解説することとし、本号では「配偶者の居住権」に関する新法制をご紹介します。

1. 配偶者短期居住権（改正民法1037-1041条）

自分の所有建物に配偶者と共に居住している者について相続が発生した場合、現行の制度では、建物が第三者に遺贈されたり、被相続人が反対の意思を示していたときは、配偶者は当該建物から立ち退かなければならず、配偶者の保護に著しく欠けると指摘されていました。

これを受け、改正法では、相続開始時に被相続人の建物に無償で住んでいた配偶者は、以下の期間、当該建物を無償で使用する権利（**配偶者短期居住権**）を取得するものとされました。

①配偶者が居住建物の遺産分割に関与する場合

：居住建物の帰属が確定するまでの間

*但し、6ヶ月を下回ることはありません。

②居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合

：居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6ヶ月

これにより、被相続人の意思にかかわらず、最低でも6ヶ月間は配偶者の居住権が保護されることとなります。

2. 配偶者居住権（改正民法第1028-1036条）

現行の制度では、配偶者が相続によって居住建物を取得してそこに住み続けようとする、他の相続財産を取得できなくなるという事態がしばしば生じてしまいます。

例）1000万円の建物と1000万円の預金を配偶者と子が相続し、遺産分割協議によって配偶者が建物を取得する場合、法定相続分はそれぞれ1:1であるため、配偶者は預金を取得できない。

そこで、**相続開始時に被相続人の建物に無償で住んでいた配偶者は、遺産分割や被相続人の遺言等により、当該建物を使用することのできる権利（配偶者居住権）**を取得することができるものとされました。

例）上の例では、建物に関し、配偶者が配偶者居住権（500万円）を、子が負担付所有権（500万円）を取得し、預金は両方で500万円ずつ取得する。

これにより、配偶者は、以前からの自宅に居住しながら、他の財産も取得できるようになり、相続の場面における選択肢が広がりました。（姉、隼）

法務トピックス

“管理職の労働時間の把握”を義務化へ

厚生労働省は2019年4月から労働安全衛生法関連省令を改正し、**現在、一般の従業員にだけ求められる労働時間の把握を管理職にも拡大する方針**を固めたとのこと。働き方改革により罰則付きの残業規制が導入されることなどから、**管理職の労働負荷の高まりが予想されるため、管理職も含めた雇用者全体の労働時間管理を厳しくすることで長時間労働を減らす狙い**があります。改正されれば、会社は管理職に関する勤怠管理の見直しが必要となります。